

保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

成田市医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、無料で相談に応じます。

24時間 い い サービス
☎0120-24-1130

▼一般健康相談	期日	受付時間	相談を受ける人
歯の健康相談(予約制)	4月 4日(水)	午後1時30分～2時30分	歯科医師・歯科衛生士
こころの健康相談(予約制)	4月18日(水)	午後1時15分から	精神科医師・保健師(治療中の人は除く)
	4月25日(水)		カウンセラー・保健師(治療中の人は除く)
▼乳幼児健診・相談	期日	受付時間	対象
大栄分館赤ちゃん相談(予約制)	4月11日(水)	午前9時30分～10時	平成23年6・7・12月・平成24年1月生まれ
赤ちゃん相談・4カ月	4月20日(金)	午前9時～9時30分 午後1時～1時30分	平成23年12月生まれ
赤ちゃん相談・10カ月	4月27日(金)		平成23年 6月生まれ
1歳6カ月児健診	4月 5日(木)		平成22年 9月生まれ
3歳児健診	4月26日(木)		平成20年10月生まれ
2歳児歯科健診	4月12日(木)		平成21年 9月生まれ

- 母親学級(予約制)…主に初めて母親になる人が対象
- パパマクラス(予約制)…妊婦とその家族が対象
※日時などくわしくは健康増進課へ。
- こんには赤ちゃん事業…生後4カ月までの赤ちゃんが対象
※赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳別冊1)を健康増進課へ送付。
- ポリオの予防接種…生後3～90カ月(7歳6カ月)未満の乳幼児が対象
期日=4月6日(金)・9日(月)
受付時間=午後1時15分～2時
※問診票と母子健康手帳を持ってきてください。

献血にご協力ください

【イオンモール成田】4月1日(日)・4日(水)・14日(土)
午前10時～11時45分、午後1時～4時
【成田小学校】4月14日(土) 午前10時～11時45分、午後1時～4時
※都合により変更になる場合があります。くわしくは千葉県赤十字血液センター献血推進二課(☎047-457-9927)へ。

急病診療所 ☎27-1116 赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

診療科目	診療日	診療時間
内科	毎日	午後7時～午後11時
小児科	日曜日・祝日・8月13日～15日、12月29日～1月3日	午前10時～午後5時
外科	日曜日・祝日・8月13日～15日、12月29日～1月3日	午前10時～午後5時
歯科	日曜日・祝日・8月13日～15日、12月29日～1月3日	午前10時～午後5時

※来診前に症状を連絡してください。健康保険証を忘れずに。



日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。来診前に電話で問い合わせてください。
成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)
藤倉クリニック(午前中・幸町・☎22-1158)
聖マリア記念病院(取香・☎32-0711)
ひらの内科
(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)
大田クリニック
(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-2100)
なのはなクリニック
(日曜日の午前中・吉岡・☎49-0533)

こども急病電話相談

☎#8000 (ダイヤル回線からは043-242-9939、午後7時～10時・年中無休)



みんなおいでよ!

なかよしひろば

毎週火～日曜日の午前9時～午後4時30分、子ども館と三里塚コミュニティセンターの一部を親子に開放し、そのほかに下記行事を実施しています。くわしくは子育て支援課(☎20-1538)、子ども館(☎20-6300)または三里塚コミュニティセンター(☎40-4880)へ。

行事名	会場	子ども館	時間	三里塚コミュニティセンター	時間
親子であそぼう会		4月21日(土)…パネルシアター	午前10時30分から	4月19日(木)…パネルシアター	午前10時30分から
読み聞かせ		4月14日(土)・28日(土)	午後2時から	4月12日(木)・26日(木)	午後2時から
身体測定		4月20日(金)	午前10時～11時30分、 午後1時30分～3時	4月13日(金)	午前10時～11時30分、 午後1時30分～3時
子育てひろば		4月14日(土)・28日(土)	午前10時～正午	—	—

■対象=市内に住んでいる乳幼児と保護者 ■子育てひろばは中央公民館でも開設しています。日時=4月7日(土)・21日(土) 午前10時～正午

後期高齢者医療

差額ベッド料と人間ドックの助成制度

差額ベッド料

対象＝後期高齢者医療の被保険者が15日以上継続して入院し差額ベッドを利用した場合(本人の所得制限あり)

申請に必要なもの＝医療機関の差額ベッド料の証明(申請書の「証明書欄」に)、差額ベッド料がある期間の医療機関発行の領収書、本人名義の振込先口座、後期高齢者医療被保険者証、印鑑

申請期限＝差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年

助成限度額＝1日1,000円を上限として年度内30日まで

人間ドック・脳ドック

対象＝次の全てに当てはまる人

- 市内に1年以上在住している後期高齢者医療の被保険者
- 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を完納している人
- 前回人間ドックを受けてから1年以上(脳ドックは2年以上)経過している人
- 市が実施する「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を同年度内に受診していない人

利用方法＝医療機関(下記)に予約した後、受検日の2週間前までに保険証と印鑑を持って市役所で手続きし、後日郵送される承認書を持って受検

指定検査医療機関＝成田赤十字病院(☎22-2311)、成田病院(☎22-1500)、県立佐原病院(☎0478-54-1231)、北総栄病院(☎95-6811)、聖隷佐倉市民病院(☎043-486-0006)、国保旭中央病院(☎0479-63-8111)、千葉脳神経外科病院(☎043-250-1228、脳ドックのみ)

助成率

- 人間ドック…受検費用の70%(検査の種類や費用、項目などは指定検査医療機関やコースにより異なる)
 - 脳ドック…一律2万円
- ※申請場所は保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所市民福祉課です。くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。



医療費通知

国民健康保険加入者に送付します

市では4月末に、国民健康保険に加入している世帯主に医療費通知を送付します。国民健康保険で受診された総医療費と保険者である市が負担した額についてお知らせします。通知を希望しない人は4月20日(金)までに、保険年金課へ連絡してください。

通知拒否の意思表示がない場合には同意が得られたものとして送付します。既に送付を希望しない旨の連絡をしていて、その後変更がない人は連絡の必要はありません。

送付予定の医療費通知は、原則として平成23年11月～平成24年1月に受診した医療費の額で、医療機関からの請求内容に基づき作成したものです。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

シニア元気アップ教室

ウォーキングで健康増進

日時＝4月26日(木)、5月10日(木)・17日(木)・24日(木)・31日(木)、6月7日(木)(全6回)午後1時30分～3時30分

会場＝橋賀台公民館

内容＝ウォーキングを習慣化するための方法の学習と体験

対象＝市内在住の65歳以上の人

定員と参加費＝20人(先着順)・無料

持ち物＝動きやすい服装・筆記用具・飲み物(水分補給用)・歩数計

※申し込みは4月19日(木)までに社会福祉協議会(☎27-7755)へ。

市外から転入した妊婦・乳幼児の保護者 各種母子保健サービスがあります

市では、母親学級や赤ちゃん相談、健診、予防接種など、各種母子保健サービスを行っています。

市内に引っ越してきた妊婦や乳幼児の保護者に、これらのサービスについての説明や、妊婦・乳児健康診査受診票、予防接種問診票の発行を行います。母子健康手帳を持って健康増進課(保健福祉館内)へ来てください。

※くわしくは同課(☎27-1111)へ。

母子家庭自立支援給付金

シングルマザーの就業を支援

教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座(医療事務やホームヘルパー、パソコンなど)を受講した場合に支給します。

支給額＝入学料・受講料の20%(上限100,000円。4,001円未満は支給されません)

高等技能訓練促進給付金

看護師などの資格取得のため養成機関で2年以上修学する場合に支給します。

【訓練促進費】

支給期間と支給額(月額)＝修学期間の全期間(上限3年)・市町村民税課税世帯70,500円、非課税世帯100,000円

【入学支援修了一時金】

支給時期と支給額＝修学修了後・市町村民税課税世帯25,000円、非課税世帯50,000円

※給付金を受けるには受講や申請の前に相談が必要です。くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

平成24年度はり・きゅう・マッサージ券 昭和32年3月までに生まれた人が対象

市では、市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設を利用するときの助成券を発行しています。

対象＝市内に住んでいる昭和32年3月までに生まれた人で、市税を完納している人

助成額＝1枚1,000円分(1カ月当たり2枚を交付、1回の施術で1枚利用可)

利用方法＝市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設で施術を受けるときに利用券を渡し、施術料金との差額を支払う

利用券の交付申請＝保険証や免許証などの本人確認ができるものと印鑑を持って高齢者福祉課(市役所議会棟1階)または下総・大栄支所市民福祉課へ

申請書記布場所＝高齢者福祉課、下総・大栄支所市民福祉課、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kofuku/std0026.html>)

※くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。